

令和5年4月3日
農林水産部安全農業推進課
043-223-3081
健康福祉部薬務課
043-223-2624

八街市における農薬不適正使用事案について

八街市上砂地区において、農業者が農薬を適正に使用しなかったことにより、近隣住民に健康被害が生じました。症状はいずれの方も軽症でした。

今後、このような事案が発生しないよう、農薬の適正使用について、農業者への周知徹底を図ってまいります。

3月30日から3月31日にかけて八街市上砂地区に滞在され、目の痛みなどの体調不良があった方は印旛保健所(TEL: 043-483-1133)にご相談ください。

1 経過

- ・3月30日(木)の午前9時から午後5時にかけて、畑(85アール)にクロルピクリン剤[※]を使用した。薬剤の揮散を防ぐためのビニール被覆を直ちに行わなかった。
- ・3月31日(金)午前、近隣住民から八街市役所に、家族や本人などの目の痛み等を訴える連絡が入った。これを受け、同日午後、市役所、印旛農業事務所、印旛保健所が合同で立入調査を実施した。印旛農業事務所が直ちに被覆するよう指導し、農業者は午後3時頃から被覆を開始し、午後9時30分に被覆を完了した。
- ・4月1日(土)午前、印旛農業事務所が被覆状況を確認した。
- ・近隣住民への健康被害調査については、3月31日(金)及び4月1日(土)に印旛保健所が実施し、いずれも軽症であった。

※クロルピクリン剤

(用途) 土壌病原菌やセンチュウ等の駆除を目的に土壌燻蒸剤として使用。

(毒性) ガスは目や鼻などの粘膜を刺激し、涙、鼻汁などを催す。毒物及び劇物取締法で劇物に指定されている。農薬取締法で農薬に登録されている。

2 健康被害の状況(4月3日正午現在)

6世帯12名(うち3名受診) ※いずれも3月30日に発症
主な症状 目の痛み、喉の痛み、咳 等

3 今後の対応

- ・調査結果に基づいて、引き続き当該農業者への指導を続ける。
- ・関係団体や農薬販売店等を通じ、農業者へクロルピクリン剤の適正使用の徹底について注意喚起を行う。
- ・本件にかかる健康についての相談は、印旛保健所にて対応する。
電話043-483-1133